者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。
一～五　（略）
六　計画承認日が改正産業競争力強化法の施行の日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。
イ～ハ　（略）

者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。
一～五　（略）
六　計画承認日が改正産業競争力強化法の施行の日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。
イ～ハ　（略）

○財務省・経済産業省告示第十二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、令和七年財務省・経済産業省告示第九号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるもの）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	
株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。	
一～六	（略）	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに受託中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。
七	1～3　（略） 4　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により特定連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 5　（略） 6　委託事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し、又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 7・8　（略）	
八～二十九	（略）	（略）

改正前	
株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。	
一～六	（略）	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。
七	1～3　（略） 4　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 5　（略） 6　親事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し、又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 7・8　（略）	
八～二十九	（略）	（略）

ニ　対象事業者が受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していること。
2　（略）
（備考）
（略）

ニ　対象事業者が下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していること。
2　（略）
（備考）
（略）

○厚生労働省告示第三百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎